

令和6年度一関市公共施設太陽光発電設備等導入事業 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

一関市（以下「市」という。）は、令和3（2021）年に宣言した「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の達成に向け、使用するエネルギーの脱炭素化を進めるため、PPA方式により公共施設に太陽光発電設備を設置し市へ電力を供給する事業者の選定について、公募型プロポーザル方式により実施することとし、その実施方法等必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 事業名

令和6年度一関市公共施設太陽光発電設備等導入事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の内容

事業者は、事業者の負担により市の公共施設へ自家消費型太陽光発電設備及び蓄電設備（以下「太陽光発電設備等」という。）を導入し、事業期間において運転、維持管理を行う。

市は、太陽光発電設備から供給される電力を対象となる施設で使用し、使用した電力量に応じて代金を支払う。

本事業は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）（以下「国交付金」という。）を活用し、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日付け環政計発第2203301号制定）及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号制定）に基づき、事業者に対して市から予算の範囲内で補助金（以下「市補助金」という。）を交付する。

なお、本事業の詳細は、別紙「一関市公共施設太陽光発電設備等導入事業公募型プロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

3 公募スケジュール

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1) 質問受付 | 令和6年5月10日（金）17時まで |
| (2) 質問に対する回答 | 令和6年5月16日（木） |
| (3) プロポーザル参加申込 | 令和6年5月22日（水）17時まで |
| (4) 施設現地確認申込 | 令和6年5月22日（水）17時まで |
| (5) 参加資格確認結果通知 | 令和6年5月28日（火） |
| (6) 企画提案書の提出 | 令和6年6月7日（金）17時まで |
| (7) プレゼンテーション | 令和6年6月14日（金）（予定） |
| (8) 選定結果通知 | 令和6年6月下旬 |

4 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、仕様書等の趣旨を理解し、本事業に関する実績と能力がある事業者で、企画提案書提出時点において次の事項をすべて満たすものとする。

- (1) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、

単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。) であること。応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

- (2) 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有していること。
- (3) 事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
 - ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
 - ・ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (7) 企画提案書の提出の日から契約候補者を決定するまでの間に、市からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (9) 一関市暴力団排除条例（平成 27 年一関市条例第 38 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団経営支配法人等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、「質問書」（様式第 1 号）を提出するものとする。

(1) 質問受付

受付期間 令和 6 年 5 月 10 日（金）17 時まで

提出方法 質問書（様式第 1 号）を電子メールで提出すること。

※件名は「一関市公共施設太陽光発電設備等導入事業に関する質問」とすること。

提出先 「14 担当」に記載の E メールアドレスに提出すること。

(2) 回答

ホームページ上へ令和 6 年 5 月 16 日（木）に質問に対する回答を掲載する（質問を行った法人名等は公表しない）。なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては回答しない。

6 プロポーザル参加申込

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書
(単独の場合：様式第2-1号、共同事業者の場合：様式第2-2号)
 - ② 事業者概要書 (様式第3号)
 - ③ 直近2か年分の貸借対照表及び損益計算書
 - ④ 登記事項証明書
 - ⑤ 誓約書 (様式第4号)
 - ⑥ 直近3年度 (令和3～5年度) の納税証明 各1部
国税 (法人税、消費税)、都道府県税 (事業税、都道府県民税) 及び市町村民税すべての納税証明書の写し (未納のないことが確認できるもの)
 - ⑦ 資格者届 (様式第5号)
一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写しを添付すること。
 - ⑧ 共同事業者の場合は、②から⑥までの書類を構成事業者すべてについて提出すること。
- (2) 提出期限等
- 提出期限 令和6年5月22日 (水) 17時
- 提出先 「14 担当」に同じ
- 提出方法 持参または郵送 (簡易書留など配達完了の確認ができる方法による) とする。
※ 持参の場合は、土、日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。
※ 郵送の場合は提出期限までに必着とする。
- (3) 参加資格の確認等
- 参加申込をした者に対し参加資格の確認を行い、令和6年5月28日 (火) までに結果を通知する。
- (4) 候補施設の資料の閲覧
- 参加資格を有する者が候補施設の資料 (建築工事図面、電気設備工事図面、各施設の1年間の電力使用量の30分値等) の閲覧を希望する場合は、「14 担当」へ電子メールにて連絡すること。なお、資料の複写、持ち出しはできないものとするが、閲覧者が持参したスキャナーでの撮影および写真撮影は可能とする。

7 施設の現地確認

施設の現地確認を希望する場合は、次のとおり申し込むこと。参加資格を有する者からの申込について、調整の上日時を決定する。なお、施設の業務上、確認できる時間または場所が限られる場合がある。

申込期限 令和6年5月22日 (水) 17時

申込先 「14 担当」に同じ

申込方法 現地確認申込書 (様式第6号) を電子メールで提出すること

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

参加資格を有する者は、別紙仕様書を参照のうえ、すべての施設について以下の内容で作

成し、提出すること。また、本事業は国交付金を活用する事業であるため、交付対象要件等を考慮した提案とすること。

- ① 企画提案書（様式第7号）
- ② 事業の実施内容（様式第8号）
- ③ 事業実施体制（様式第9号）
- ④ 類似事業実績（様式第10号）

(2) 提出期限等

提出期限 令和6年6月7日（金）17時（必着）

提出部数 正本1部、副本7部

9 企画提案書の内容

別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

(1) 事業の実施内容（様式第8号）

① 実施方針

- ・ 提案の基本方針、概要、設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

② 太陽光発電設備容量

- ・ 各施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））を記載すること。

③ 蓄電池設備容量（設置済の施設を除く）

- ・ 各施設における想定設備容量（蓄電池出力（kW）及び容量（kWh））を検討すること。
- ・ 蓄電池の仕様を選定するうえで配慮した点などを記載すること。なお、蓄電池は平時において充放電を繰り返すことを前提とし、停電時のみに利用する非常用予備電源ではないものとする。

④ 設備設置仕様

- ・ 太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。
- ・ 想定する設置場所での設置方法は、JIS C8955 に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であることを説明すること。
- ・ 太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（基礎、パネル重量込：単位 N/m^2 又は kg/m^2 ）を記載すること。

⑤ 自家消費電力量及び二酸化炭素排出削減量

- ・ 各施設における想定自家消費電力量を記載すること。検討にあたっては、当該設備で発電して消費する電力量を、当該設備で発電する電力量の50%以上とすることを前提とし、自家消費電力量（kWh）が最大となる考え方を示すこと。
- ・ 自家消費率（想定自家消費電力量を施設の使用電力量で除したもの）を算定し、記載すること。
- ・ 全施設における1年間の二酸化炭素排出削減量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（平成29年2月環境省地球環境局公表）で定められている $0.579kg-CO_2/kWh$ を使用すること。

⑥ 停電時の利用

- ・ 災害等によって発生する停電に対し、設備の活用方法を提案すること。
- ・ 平常時の電気の流れ、系統停電時の電気の流れを記載すること。
- ・ 自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力 (kW) を示すこと。
- ・ 停電時の利用、操作方法 (必要な機器の操作及び配線作業の要否等) を示すこと。

⑦ PPA 料金単価及び発電設備導入前後の電気料金 (参考見積)

- ・ 単価は事業期間中一定とし、現状の電気需要量及び単価をもとに提案すること。単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で提案すること。なお、提案した単価が契約単価となるものではないので注意すること。
- ・ 電気料金の概算については、運転期間中における自治体の負担として算出すること (運転期間最長 20 年間分の電気料金シミュレーション等を示すこと)。
- ・ 本事業で活用する国交付金の対象経費、交付要件等を確認のうえ、当該補助金の交付を受ける場合の PPA 料金単価で提案すること。なお、交付率等は次のとおりとする。

設備区分	交付率
太陽光発電設備 (自家消費型)	1 / 2
蓄電設備	下記の価格の 2 / 3 を上限とする 4,800Ah・セル未満：15.5万円/kWh 4,800Ah・セル以上：19万円/kWh ※工事費込み・税抜き

⑧ その他独自提案

- ・ 一関市の特性を生かした提案や環境教育に寄与する提案などがあれば記載すること。

(2) 事業実施体制 (様式第 9 号)

① 事業実施体制図

② 工事計画概要 (設備導入工程表)、実施体制、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール、工事期間中の施設及びその周辺への配慮 (騒音・振動対策・安全対策等)

③ 市内事業者の活用の提案

④ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画 (定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等)、実施体制、技術者の配置計画等

⑤ 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

⑥ 故障、緊急時の対応体制図

⑦ 事業実施中のリスクに対する対策 (損害保険の補償内容、適用範囲、その他の対策等)

(3) 類似事業実績 (様式第 10 号)

過去 5 年間に本事業と類似した事業 (公共施設への太陽光発電設備の導入等) の履行実績を有する場合は記載すること。また、岩手県内における実績を有する場合は記載すること。なお、実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを添付すること。(契約

が証明できる部分のみの写しで可)

(4) 企画提案書作成にあたっての留意事項

- ① 枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔に記載すること。また、ページに通し番号を付すこと。
- ② A4判を基本とすること。一部A3判の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。
- ③ 提案書に使用する言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- ④ 提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

10 企画提案の審査

企画提案は、一関市公共施設太陽光発電設備等導入事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、参加資格を有する者による企画提案書類についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し審査を行う。

(1) 審査に係る基本的な考え方

- ① 契約候補者の選定方法
各評価点を合算した総合評価点が最も高い事業者を契約候補者とする。
- ② 総合評価点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応
総合評価点が最も高い者が2以上あるときは、審査委員会において合議のうえ契約候補者を決定する。
- ③ 最低基準
総合評価点の6割以上であることを最低基準とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- ④ 応募者が1名の取扱い
最低基準点を満たす場合は、当該提案者を契約候補者とする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

- ① 日時 令和6年6月14日（金）（予定） ※時間の詳細は別途連絡する。
- ② 会場 一関市役所本庁 会議室棟第1会議室B
- ③ 審査時間 1提案者あたりプレゼンテーション20分以内、質疑10分（予定）
- ④ その他 プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づいて行うものとし、追加の提案及び資料は認めない。
なお、当日は市がスクリーン及びプロジェクター（NEC NP-V300X）を用意するので、必要に応じて提案者はパソコン等を用意すること。

(3) 評価基準

<評価基準>

評価項目		評価の視点	配点
1 事業の実施内容	実施方針	・ 事業目的を適切に理解しているか	5
	導入設備の内容	・ 技術提案の内容に具体性、妥当性はあるか ・ 設備容量に関する提案は具体的か	5
	二酸化炭素排出量の削減効果	・ 排出量削減に取り組む提案がなされているか、シミュレーション等は妥当か	10
	停電時利用の内容	・ 災害等により発生する停電に対し、実用性の高い提案がされているか	5
	電気料金（概算単価）	・ 電気料金がどの程度低減されるか ・ 自家消費料金単価の算出方法は妥当か	10
	その他独自提案	・ 市の特性を生かした独自提案があるか、効果が期待できるか	5
2 事業実施体制	工事遂行能力	・ 事業実施に適した体制であるか ・ 無理のない施工等スケジュールとなっているか ・ 施設及びその周辺への配慮（騒音・振動対策・安全対策等）は妥当か	10
	市内事業者の活用	・ 施工及び維持管理において、市内事業者の積極的な活用が提案されているか	10
	業務遂行能力	・ 設備の安定的な運転のためのメンテナンス計画となっているか ・ 維持、管理等の実施に適した体制であるか	10
	事業実施中のリスク対応	・ 事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか	5
	事業実施に係る保証	・ 設備の導入、運転期間中、撤去まで対応できる提案となっているか	5
	事業継続性についての保証	・ 事業継続を保証できる提案となっているか ・ 保証期間、保証内容、損害保険等は妥当か	5
3 実績	会社概要	・ 財務状況等について、資金調達に問題がないか（経常利益・黒字年数・自己資本比率）	5
	類似実績	・ 過去に類似する施工実績があり、問題なく実施が見込めるか ・ 岩手県内における実績を有するか	10

(4) プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する場合は、参加辞退届出書（様式第 11 号）を令和 6 年 6 月 7 日（金）までに提出すること。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は書面により通知するものとし、審査内容及び結果についての質問や異議申立等は受け付けない。また、契約候補者名を市ホームページに公表する。

11 契約候補者選定後の手続き

選定した契約候補者と市は、企画提案書に基づき仕様書について協議し、調整するものとする。なお、協議が不調に終わった場合や、プロポーザル後に失格要件に該当することとなった場合は、プロポーザル審査において次点とされた者と交渉する場合がある。

12 失格要件

次のいずれかに該当すると判明した場合は、その者を選定の対象から除外し、または契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなったとき。
- (2) 提出期限までに企画提案書等が提出されなかったとき
- (3) 企画提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (4) 不正な利益を図る目的で審査委員等と接触し、または利害関係を有することとなったとき。
- (5) 企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき
- (6) その他、審査委員会が不適切と判断したとき。

13 その他留意事項

(1) 著作権等に関する事項

- ① 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は市に帰属する。
- ② 提案者は、市に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。
- ③ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- ④ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、一関市情報公開条例（平成 18 年一関市条例第 77 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

(3) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。

- (4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため、市と契約候補者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。また、併せて費用の積算根拠等を確認し、事業費を調整する場合がある。
- (6) 契約候補者となった後で協議が不調に終わり、または契約候補者が失格要件の事項に該当し、契約締結に至らなかった場合、市は一切の賠償責任を負わないものとする。
- (7) 市が提供する資料等は、本事業の参加に係る検討及び実施以外の目的で使用することはない。

14 担当

〒021-8501

一関市竹山町7番2号

一関市市民環境部生活環境課環境企画係

TEL : 0191-21-8331 (直通)

FAX : 0191-21-2164

E-mail : seikan@city.ichinoseki.iwate.jp